

川崎市農地造成工事指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「市」という。）及び川崎市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が農地造成を行おうとする者に対し必要な指導を行い、あわせて農地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出等による災害の防止のための技術指導を行うことにより、優良農地の造成を図るとともに、農業生産力の増進及び農家経営の安定並びに公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する土地
- (2) 農地造成 農地をより耕作に適した農地にするために、土地の区画形質を変更することをいう。ただし、圃場表層（地表面から概ね30センチメートル）に客土する行為は除く。
- (3) 造成主 農地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。
- (4) 工事施行者 農地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。
- (5) がけ こう配が30度を超える傾斜地をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱における適用区域は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法（昭和45年法律第100号。以下「都計法」という。）第7条に規定する市街化調整区域内の農地。ただし、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）第9条第1項に基づく土砂の埋立行為の許可を要する場合を除く。
- (2) 都計法第7条に規定する市街化区域内の農地のうち、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条に規定する生産緑地地区の指定を受けた農地、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4に規定する贈与税納税猶予特例適用農地及び同法第70条の6に規定する相続税納税猶予特例適用農地

(承認願等)

第4条 造成主は、第3条に規定する適用区域内において農地造成を行おうとするときは、事前に農地造成工事施行承認願（第1号様式。以下「承認願」という。）に別表1に掲げる図書を添えて、農業委員会に提出するものとする。

- 2 造成主は、第3条に規定する適用区域内において行う農地造成のうち次に掲げる各号のいずれかに該当する工事を行おうとするときは、承認願提出前に農地造成工事事前審査申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）に別表2に掲げる図書を添えて、農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
 - (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
 - (3) 切土と盛土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
 - (4) 前各号の一に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする面積が、2,000平方メートルを超えるもの
- 3 造成主は、第3条に規定する適用区域内において行う農地造成のうち次に掲げる各号のすべてに該当する軽易な工事を行おうとするときは、事前に農地造成工事施行届出書（第3号様式。以下「届出書」という。）に別表3に掲げる図書を添えて、農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 切土及び盛土をする面積が、500平方メートル以下のものであること。
 - (2) 盛土をした部分の高さが1メートル以下のもので、切土した部分の高さが2メートル以下のものであること
 - (3) 工事期間が1か月以内のものであること
 - (4) 工事施行に伴い、土砂の流出又は飛散、流水、騒音、振動等により、周辺農地の耕作や近隣住民の生活に被害を及ぼす恐れのないものであること
 - (5) 国有地、県有地、市有地等の官地に盛土等がないものであること

（農業委員会の行う指導）

第5条 農業委員会は、造成主の相談に応じ、次に掲げる各号により事前の指導を行い、前条第1項に規定する承認願の提出があつたときは、承認願及び添付図書並びに現地の状況を確認するとともに、その写しを市に送付し密接な連絡をとり、当該農地造成計画について審査するものとする。なお、特に必要と認められる場合には関係機関と協議するものとする。

- (1) 農地造成に使用する土は、耕作に適した良質な土を使用しなければならない。
- (2) 造成主及び工事施行者は、承認願提出後においても、第8条の規定による承認書等の交付があるまで工事に着手できないものとする。
- (3) 工事施行者は、第7条第2項に規定する「農地造成工事共通仕様書」を

遵守し施行しなければならない。

(4) 工事の期間は原則として3か月以内とする。

(5) 当該農地造成工事が道路、水路、その他公共施設の形状変更等管理に支障を及ぼす恐れがあると思われる場合には、その管理者の許可又は承諾を得なければならない。

2 農業委員会は、造成主の相談に応じ、前条各号による事前の指導を行い、前条第2項に規定する申出書の提出があったときは、申出書及び添付図書の内容を確認するとともに、その写しを市に送付し協議を行うものとする。

3 農業委員会は、第6条第1項に規定する通知を受けたときには、遅滞なく造成主にその旨を通知し、必要に応じ第4条第1項に規定する承認願を提出させるものとする。

(市の行う指導)

第6条 市は、農業委員会から送付された申出書により当該農地造成計画を審査し、その結果を農業委員会に通知するものとする。

2 市は、申出書の審査結果により、特に必要と認めた場合は関係機関と協議するものとする。

(工事の技術的基準)

第7条 農地造成に関する工事の技術的基準については、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第4条から第15条までの規定を準用する。

2 前項に規定する基準に基づき、別に「農地造成工事共通仕様書」を定める。

(承認書等の交付)

第8条 農業委員会は、第4条第1項に規定する承認願の提出を受け、審査を行なった結果、その内容が適正であると認めたものについては、造成主に対し承認書(第4号様式)及び農地造成工事施行承認済証(第5号様式。以下「承認済証」という。)を交付するものとする。

2 農業委員会は、承認書を造成主に交付したときは、その写しを市へ送付するものとする。なお、第5条第2項の規定により関係機関と協議した場合には当該関係機関にも送付するものとする。

(造成地への立札標示)

第9条 造成主は、農業委員会から交付された承認済証を貼付した立札を、工事期間中、造成地の見やすい場所に標示するものとする。

(承認後の指導)

第10条 造成主は、工事が完了したときは、農業委員会に農地造成工事完了報告書(第6号様式。以下「完了報告書」という。)に写真を添えて提出して検査を受けるものとする。

2 農業委員会は、前項に規定する完了報告書の提出があったときは、当該工事

が第 7 条に規定する基準に適合するかどうかについて遅滞なく検査するものとする。

- 3 農業委員会は、第 4 条第 2 項に該当するものについては、市に当該工事の完了検査を依頼するものとする。この場合において、市は必要に応じて当該関係機関に立会いを求めるものとする。
- 4 農業委員会は、第 3 項の規定により検査が終了したときは、遅滞なくその結果を造成主に通知するものとする。
- 5 農業委員会は、農地造成工事完了後は当該農地造成工事により造成された農地が農業を行ううえで適正に利用されるよう指導するものとする。
- 6 願出書に記載された工事完了予定年月日までに工事が完了しないときは、農業委員会は造成主に対し農地造成工事進捗状況報告書（第 7 号様式）と必要な図書の提出を求め、願出書どおりの完了を促すよう指導を行うものとする。

（現地調査）

第 11 条 農業委員会は、農地造成工事の実施中又は完了後において、必要に応じて現地調査を行ない、造成主に対して指導を行うものとする。

（勧告）

第 12 条 市及び農業委員会は、造成主若しくは工事施行者による指示書に反する行為又は工事計画の逸脱が確認された場合には、その工事の中止を勧告するものとする。

- 2 市及び農業委員会は、当該農地造成工事が不完全のため災害の発生の恐れがある場合には、造成主及び工事施行者に対し、施設の設置若しくは改造又は地形の改良のための工事を行うことを勧告するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

（要綱の廃止）

- 2 この要綱の施行により、昭和 54 年 1 月 1 日に制定された川崎市農地造成工事指導要綱は廃止する。

（経過措置）

- 3 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この指導要綱の施行前に造成主が提出した承認願等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項及び同条第 3 項関係)

	図書の種類	縮尺等	備 考
1	登記事項証明書		3 か月以内のもの。課税明細書の写し等に替えても可
2	案内図	1/2, 500 以上	農地造成工事区域を赤色で表示する
3	公図の写し		農地造成工事区域を赤色で表示する
4	農地造成計画 平面図	1/250 以上	縦断面、横断面の位置を示すこと
5	農地造成計画 縦断面図	1/250 以上	
6	農地造成計画 横断面図	1/250 以上	
7	構造物の構造を 説明する資料		構造物を設置する場合に添付
8	工程表		
9	公共施設管理者の 許可等		道水路等の形状変更の場合等がある場合に添付
10	誓約書		第 8 号様式
11	隣接地土地所有者の 同意書		第 9 号様式
12	造成主と工事施工者の 工事契約書の写し等		合意書等に替えても可
13	印鑑登録証明書		契約書に実印を押印している場合に添付

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

	図書の種類	縮尺等	備 考
1	案内図	1/2, 500 以上	農地造成工事区域を赤色で表示する
2	公図の写し		農地造成工事区域を赤色で表示する
3	農地造成計画 平面図	1/250 以上	縦断面、横断面の位置を示すこと
4	農地造成計画 縦断面図	1/250 以上	
5	農地造成計画 横断面図	1/250 以上	
6	工程表		

別表 3 (第 4 条第 3 項関係)

	図書の種類	縮尺等	備 考
1	登記事項証明書		3 か月以内のもの。課税明細書の写し等に替えても可
2	案内図	1/2, 500 以上	農地造成工事区域を赤色で表示する
3	公図の写し		農地造成工事区域を赤色で表示する
4	農地造成計画 平面図	1/250 以上	縦断面、横断面の位置を示すこと
5	農地造成計画 縦断面図	1/250 以上	
6	農地造成計画 横断面図	1/250 以上	
7	構造物の構造を 説明する資料		構造物を設置する場合に添付
8	工程表		
9	誓約書		第 8 号様式

第1号様式（第4条第1項関係）

農地造成工事施行承認願

年 月 日

（あて先）川崎市農業委員会会長

住所 _____

氏名 _____

次の土地を農地造成工事したいので、施行承認願を提出いたします。

農地造成をしようとする土地	土地の表示			面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目			
		登記簿	現況		
	内訳	田 ㎡	畑 ㎡	合計	㎡
		山林 ㎡	雑種地 ㎡		
	市街化及び市街化調整区域の別	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（生産緑地地区・贈与税納税猶予・相続税納税猶予） ・市街化調整区域 			
工事計画の内容	事由の詳細				

工事計画の内容	工事施行者	住 所						
		氏 名						
	採取する土の種類及び採取場所							
	被害防除施設の概要							
許可届出を必要とする場合はその届出先及び届出年月日								
工事の時期		工事着工年月日	年 月 日					
		工事完了予定年月日	年 月 日					
営農計画	農地造成をしようとする土地の作付計画	区分	種 類			面 積		
		工事前				a		
		工事後				a		
	農業従事者（主として農業に従事する者）		男	人	女	人	計	人
	経営規模	区分	耕 地 面 積					
			水田	畑	果樹			計
工事前		a	a	a			a	
工事後	a	a	a			a		
承認決定	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否（理由）						

(注) 太わく内は記入しないこと

第2号様式（第4条第2項関係）

農業委員会→経済労働局

担任			事務局長	担任				局長
----	--	--	------	----	--	--	--	----

農地造成工事事前審査申出書

年 月 日

（あて先）川崎市農業委員会会長

住所 _____

氏名 _____

次の農地造成工事について事前審査を申し出ます。

農地造成工事計画概要

工事施行者住所氏名

設計者住所氏名

農地造成をしようとする土地	土地の表示				面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目				
		登記簿	現況			
内訳	田	㎡	畑	㎡	合計	㎡
	山林	㎡	雑種地	㎡		
市街化及び市街化調整区域の別	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（生産緑地地区・贈与税納税猶予・相続税納税猶予） ・市街化調整区域 					

第 2 号様式（第 4 条第 2 項関係）

工 事 計 画 の 内 容	使用する土の種類 及び採取場所	
	埋立後の営農計画 についての詳細	
工事着工及び完了予定		年 月 日着工 年 月 日完了
添 付 書 類		

第 3 号様式 (第 4 条第 3 項関係)

農地造成工事施行届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市農業委員会会長

住所 _____

氏名 _____

次の土地を農地造成工事したいので、施行届出書を提出いたします。

農地造成をしようとする土地	土地の表示			面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目			
		登記簿	現況		
	内訳	田 ㎡	畑 ㎡	合計 ㎡	
		山林 ㎡	雑種地 ㎡		
市街化及び市街化調整区域の別		<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 (生産緑地地区・贈与税納税猶予・相続税納税猶予) ・市街化調整区域 			
工事計画の内容	事由の詳細				

工 事 計 画 の 内 容	工事施行者		住 所					
			氏 名					
	採取する土の種類 及び採取場所							
	被害防除施設の概要							
許可届出を必要とする 場合はその届出先及び 届出年月日								
工事の時期		工事着工年月日		年 月 日				
		工事完了予定年月日		年 月 日				
営 農 計 画	農地造成をしようとする 土地の作付計画		区分	種 類		面 積		
			工事前			a		
			工事後			a		
	農業従事者（主として 農業に従事する者）		男	人	女	人	計	人
	経営規模	区分	耕 地 面 積					
			水田	畑	果樹			計
		工事前	a	a	a			a
	工事後	a	a	a			a	

第4号様式（第8条関係）

承 認 書

年 月 日

様

川崎市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった農地造成工事施行承認願については、次の事項を遵守のうえ施行すること。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

5 _____

...

第 5 号様式 (第 8 条関係)

農地造成工事施行承認済証		第	号
願出者の 住 所 氏 名			
工事責任者の 住 所 氏 名			
土地の表示			
工 期	自	年	月 日
	至	年	月 日
年	月	日	川崎市農業委員会

第 6 号様式 (第 10 条関係)

農地造成工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市農業委員会会長

住所 _____

氏名 _____

年 月 日承認を受けた (届出をした) 次の農地の工事が完了しましたので報告します。

農地造成工事を行った土地	土地の表示			面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目			
		登記簿	工事前	工事後	
完了年月日	年 月 日				

第7号様式（第10条第6項関係）

農地造成工事進捗状況報告書

年 月 日

（あて先）川崎市農業委員会会長

住所 _____

氏名 _____

年 月 日承認を受けた（届出をした）次の農地の工事の進捗状況について、報告します。

農地造成工事を行っている土地	土地の表示			面積 (㎡)	所有者氏名
	所在地番	地目			
		登記簿	工事前	工事後	
進捗状況					
遅延又は未着手の理由					
工事完了 予定年月日	年 月 日				

第8号様式

誓 約 書

このたび、提出の下記土地の農地造成工事施行承認願（届出書）について、次のとおり誓約いたします。

年 月 日

（あて先）川崎市農業委員会会長

住 所 _____

氏 名 _____

- 1 土地の所在及び面積
川崎市 _____ 区 _____ 番地 _____ m²
- 2 施行承認願（届出書）の内容のとおり施行いたします。
- 3 指示書のとおり施行し、造成中及び造成後は特に付近の道水路及び農地等への影響のないよう注意するとともに、付近住民に迷惑をかけないようにいたします。
- 4 工事による災害が発生した場合は、全責任をもって解決いたします。
- 5 農地造成完了後は速やかに完了報告書を提出するとともに、必ず農業用として利用いたします。

第9号様式

隣接地土地所有者の同意書

農地造成する土地の所在等

所在地番	地目	地積
		m ²

このたび、上記の農地造成することについて隣接地所有者として同意いたします。

年 月 日

_____様

隣接地所有者

住所 _____

氏名 _____

隣接地の所在等

所在地番	地目	地積
		m ²

農地造成工事指導要綱の取扱区分一覧表

		計画面積	土砂適正 処理条例	農地造成工 事指導要綱	農地法の 許可・届出	生産緑地 法	備考
市 街 化 調 整 区 域 内 農 地		2,000 m ² 以上	第9条第 1項 土 砂埋立行 為の許可	適用除外	必 要 (一時転 用許可)		造成の技術的指導は 土砂処理条例及び農 地法の一時転用許可 に係る指導のなかで 行う
			第9条第 1項ただ し書きに より土砂 埋立行為 の許可を 要しない 場合	適 用	指導要綱 の基準に 沿って行 われる場 合は不要		
		2,000 m ² 未満	適用除外	適 用	指導要綱 の基準に 沿って行 われる場 合は不要	農地造成完了後、一 団の土地を造成する 場合は通算して 2,000 m ² 以上になっ た時点で土砂適正処 理条例適用となる。	
市 街 化 区 域 内 農 地	生産緑地地区内・猶予農地	2,000 m ² 以上	適 用 (埋立行 為許可)	適 用	届出不要	8条9項 により同 条1項の 許可不要	造成の技術的指導は 土砂処理条例及び農 地造成工事指導要綱 のなかで行う。
		2,000 m ² 未満	適用除外	適 用	届出不要	8条9項 により同 条1項の 許可不要	農地造成完了後、一 団の土地を造成する 場合は通算して 2,000 m ² 以上になっ た時点で土砂適正処 理条例適用となる。
	上記以外の農地	2,000 m ² 以上	適 用 (埋立行 為許可)	適用除外	必 要 (一時転 用許可)		
		2,000 m ² 未満	適用除外	適用除外	必 要 (一時転 用許可)		